

○登録講習機関について

管理業務主任者証の交付を受けようとする者は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第60条第2項及び第61条第2項により、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が行う講習を受けなければならないとされております。

この登録講習機関として講習業務を行うためには、国土交通大臣あてに登録の申請を行い、所定の要件を満たしているか審査を受け、その登録を受けることが必要です。

1. 登録講習機関について

登録基準（第61条の2において準用する第41条の3、第41条の4）

（欠格条項）

第41条の3 次の各号のいずれかに該当する者は、第41条の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第41条の13の規定により第41条の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、講習事務を行う役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準等）

第41条の4 国土交通大臣は、第41条の2の規定により登録を申請した者の行う講習が、別表第一の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

（※上欄は左欄、下欄は右欄と読み替えてください）

（準用基準）

第61条の2 第41条の2から第41条の18までの規定は、登録講習機関について準用する。（以下省略）

別表第二（第61条の2により読み替え）

科 目	講 師
一 この法律その他関係法令に関する科目 二 管理事務の委託契約に関する科目	一 弁護士 二 管理業務主任者であつて、現に管理業務主任者としてマンション管理業に従事している者 三 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
三 管理組合の会計の収入及び支出の調定並びに出納に関する科目	一 公認会計士 二 管理業務主任者であつて、現に管理業務主任者としてマンション管理業に従事している者 三 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
四 マンションの建物及び附属設備の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整に関する科目	一 一級建築士 二 管理業務主任者であつて、現に管理業務主任者としてマンション管理業に従事している者

三 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

2. 登録講習を実施している機関

一般社団法人マンション管理業協会

登録年月日 平成13年8月10日

所在地 東京都港区虎ノ門1-13-3

連絡先 03-3500-2721

株式会社プライシングジャパン

登録年月日 平成26年10月3日

所在地 埼玉県三郷市上口1-145

連絡先 048-994-4356

3. 問い合わせ先（以下同様）

土地・建設産業局 不動産課不動産指導室

電話03-5253-8111（代表）

内線25155

○登録実務講習実施機関について

管理業務主任者試験に合格し、管理業務主任者の登録を受けようとする者であって、国土交通大臣が2年以上の実務の経験を有するものと同等以上の能力を有すると認めたことをもって登録を受けようとする者は、国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録実務講習実施機関」という。）が行う登録実務講習を修了しなければならないとされています。

この登録実務講習実施機関として登録実務講習の実施に関する事務を行うためには、国土交通大臣あてに登録の申請を行い、所定の要件を満たしているか審査を受け、その登録を受けることが必要です。

1. 登録実務講習実施機関について

登録要件等（施行規則第69条の3、第69条の4第1項、第69条の6第4号）

（欠格条項）

第69条の3 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第69条第1号の登録を受けることができない。

- 一 法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 二 第69条の13の規定により第69条第1号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であって、登録実務講習事務を行う役員のうちに前2号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の要件等）

第69条の4 国土交通大臣は、第69条の2第1項の規定による登録の申請が第69条の6第4号に掲げる基準に適合する講習を行おうとするものであるときは、その登録をしなければならない。（第2項省略）

（登録実務講習事務の実施に係る義務）

第69条の6 登録実務講習実施機関は、公正に、かつ、次に掲げる基準に適合する方法により登録実務講習事務を行わなければならない。

- 一 試験に合格した者で、第68条に定める期間以上の実務の経験を有しない者に対し、登録実務講習を行うこと。
- 二 登録実務講習を毎年一回以上行うこと。
- 三 講義及び登録実務講習修了試験により登録実務講習を行うこと。
- 四 次の表の第一欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる内容を同表の第三欄に掲げる講師により、おおむね同表の第四欄に掲げる時間を標準として登録実務講習を行うこと。

科 目	内 容	講 師	時 間
一 法その他の関係法令に関する科目	管理業務主任者制度の趣旨、管理事務の委託契約及び法第七十二条第一項の書面の作成並びに管理事務の報告に関する事項	一 弁護士 二 管理業務主任者としてマ ンション管理業に二年以上 従事した者 三 前二号に掲げる者と同等	七時間

		以上の知識及び経験を有する者	
二 管理組合の会計の収入及び支出の調定並びに出納に関する科目	管理組合の会計及び財産の分別管理に関する事項	一 公認会計士 二 管理業務主任者としてマンション管理業に二年以上従事した者 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	三時間
三 マンションの建物及び付属設備の維持又は修繕に関する企画又は実施の調整に関する科目	建物の維持保全及び長期修繕計画並びに大規模修繕に関する事項	一 一級建築士 二 管理業務主任者としてマンション管理業に二年以上従事した者 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	五時間

- 五 受講者があらかじめ受講を申し込んだ者本人であることを確認すること。
- 六 第四号の表の第一欄に掲げる科目に応じ、適切な内容の教材を用いて登録実務講習を行うこと。
- 七 講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。
- 八 登録実務講習修了試験は、講義の終了後に国土交通大臣の定めるところにより行い、受講者が講義の内容を十分に理解しているかどうか的確に把握できるものであること。
- 九 登録実務講習を実施する日時、場所その他登録実務講習の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示すること。
- 十 登録実務講習に関する不正行為を防止するための措置を講じること。
- 十一 終了した登録実務講習の教材及び国土交通大臣の定めるところにより作成した登録実務講習修了試験の合格基準を公表すること。
- 十二 登録実務講習を修了した者（以下「修了者」という。）に対し、別記様式第十六号の三による修了証（以下単に「修了証」という。）を交付すること。
- 十三 登録実務講習以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が登録実務講習事務であると誤認されるおそれがある表示その他の行為をしないこと。

2. 登録実務講習を実施している機関

一般社団法人マンション管理業協会

登録年月日 平成13年8月10日

所在地 東京都港区虎ノ門1-13-3

連絡先 03-3500-2721

株式会社プライシングジャパン

登録年月日 平成26年10月3日

所在地 埼玉県三郷市上口1-145

連絡先 048-994-4356

株式会社九州不動産専門学院

登録年月日 平成28年4月15日

所在地 福岡県福岡市中央区天神1-3-38

連絡先 092-714-4131

○第95条に基づく指定法人について

国土交通大臣は、マンション管理業者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、マンション管理業者を社員とする一般社団法人であって、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができます。

1. 指定法人について

指定要件等（第95条第1項及び第2項）

（指定）

第95条 国土交通大臣は、マンション管理業者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、マンション管理業者を社員とする一般社団法人であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 前項の指定を受けた法人（以下「指定法人」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 社員の営む業務に関し、社員に対し、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守させるための指導、勧告その他の業務を行うこと。
- 二 社員の営む業務に関する管理組合等からの苦情の解決を行うこと。
- 三 管理業務主任者その他マンション管理業の業務に従事し、又は従事しようとする者に対し、研修を行うこと。
- 四 マンション管理業の健全な発達を図るための調査及び研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、マンション管理業者の業務の改善向上を図るために必要な業務を行うこと。

2. 指定されている法人

一般社団法人マンション管理業協会

登録年月日 平成13年8月14日

所在地 東京都港区虎ノ門1-13-3

連絡先 03-3500-2721